

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年9月14日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500135 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500057 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 12 月 29 日の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 12 月 29 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 12 月 29 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 12 月 29 日

平成 23 年 12 月 29 日支給の賞与に関し、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という）の届出が遅れ、時効により厚生年金保険料が徴収されておらず、年金給付の計算の対象外となっているため保険給付に反映されていない。請求期間の賞与額から厚生年金保険料を控除しているため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は、請求期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 26 年 9 月 22 日付けで当該期間に係る賞与支払届を日本年金機構 B 事務センターに対し提出しており、オンライン記録によると、当該期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

しかしながら、A 社が提出した賞与支給控除一覧表及び陳述により、請求者は、請求期間において、30 万円の賞与が支給され、標準賞与額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る賞与支払届を当該期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500131 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500029 号

第 1 結論

昭和 49 年 8 月から昭和 50 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 8 月から昭和 50 年 3 月まで

私が 20 歳になった頃に、実家で同居していた父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずだ。婚姻する前までは父が保険料を支払ったと聞いており、父から渡された当時の領収証は今でも大切に保管しているので、調査の上記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、請求期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料を全て納付しており、請求期間は 8 か月と短期間である上、請求期間当時、請求者と同居していた両親は、請求期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

しかしながら、請求者の国民年金手帳に添付されている A 郡 B 町 (当時) が交付した国民年金保険料納付状況等証明には、昭和 53 年 5 月 29 日時点における保険料納付済期間が記載されているところ、請求期間が保険料納付済期間であったことをうかがわせる記載は見当たらない。

また、請求者が提出した請求期間に係る「納付書・領収証書」には納付した金融機関の領収印が押印されていない上、金融機関が国民年金保険料を収納した際に使用する「領収控」及び金融機関が収納したことを社会保険事務所 (当時) に対し通知する際に使用する「領収済通知書」も使用されないまま保管されており、当該納付書により、請求期間の国民年金保険料が納付されたとは考え難い。

さらに、請求者は国民年金保険料の納付に直接関与していなかったことから、請求者に聴取しても、国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明であるとともに、請求者の両親については、既に他界しており、請求者の請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

加えて、請求者の父親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) がなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500121 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500056 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所 (後の B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正並びに C 社 (現在は D 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から昭和 34 年 4 月 1 日まで
② 昭和 40 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

請求期間①については、昭和 32 年 4 月 1 日から昭和 34 年 3 月 31 日まで、A 事業所に勤務し、一緒に入社した同級生 3 人には厚生年金保険の被保険者記録があるにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、請求期間②については、昭和 40 年 8 月 1 日から同年 11 月 30 日まで、C 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。

請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、B 社の元役員の陳述及び請求者の A 事業所に関する具体的な陳述から、請求者は、昭和 32 年 4 月に同事業所に入社したことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、A 事業所は、昭和 33 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①のうち昭和 32 年 4 月 1 日から昭和 33 年 7 月 1 日までの期間において、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、請求者が氏名を記憶している同僚は既に他界している等の理由により事情を聴取することができない上、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、請求期間①のうち同事業所が適用事業所となった昭和 33 年 7 月 1 日から昭和 34 年 4 月 1 日までの期間において、同事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚に照会したが、請求者の同事業所における勤務期間について、具体的な陳述を得ることはできない。

さらに、商業登記簿によると、B 社は昭和 62 年 4 月 27 日に解散しており、解散時の事業主は既に他界している上、解散時の取締役は、当時の資料は残っていない旨陳述している。

請求期間②について、請求者は、勤務した時期の記憶が定かではない上、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票によると、請求者が一緒に働いたとして姓を挙げた同級生及び同僚は、当該期間外において、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、当該同僚から請求者と同時期に勤務をしていたことをうかがわせる旨の陳述を得ることができない。

また、請求期間②において、前述の被保険者名簿によりC社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したが、請求者の勤務状況についての回答を得ることはできない。

さらに、請求期間当時の代表取締役は既に他界しており、陳述を得ることができないとともに、D社の事業主は、請求者の厚生年金保険の加入状況等は不明であると回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500021 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500058 号

第 1 結論

昭和 49 年 11 月 10 日から昭和 50 年 2 月 11 日までについて、請求者の A 社 B 事業所（現在は、A 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 11 月 10 日から昭和 50 年 2 月 11 日まで

私は、昭和 46 年 3 月 25 日から昭和 51 年 1 月 21 日まで A 社 B 事業所に C 業務員として継続して勤務していたが、請求期間における厚生年金保険の被保険者記録がないことがわかった。同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した請求者に係る人事台帳及び請求者に係る雇用保険の被保険者記録により、請求者は、昭和 46 年 3 月 25 日から昭和 51 年 1 月 20 日まで同社 B 事業所に継続して在籍していたことが確認できる。

しかしながら、A 社 B 事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、請求者と同様に昭和 49 年 11 月 10 日付けで同事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、昭和 50 年 2 月 11 日付けで同資格を取得し、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が散見される。

また、A 社は、請求者が対象者であったかは分からないが、オイルショック後の不況により、昭和 49 年から 50 年にかけて余剰人員対策を含む各種の特別対策を実施したとの記録が残っていると回答している上、前述の被保険者のうち複数の者は、請求期間において自宅待機命令があった旨回答している。

さらに、A 社が提出した請求者に係る D 厚生年金基金加入員番号払出簿及び企業年金連合会並びに D 健康保険組合が提出した請求者に係る資格記録によれば、請求期間に係る請求者の資格喪失日は昭和 49 年 11 月 10 日、資格取得日は昭和 50 年 2 月 11 日であることが確認でき、それぞれの記録は、請求者に係る厚生年金保険被保険者原票の記録と合致している上、オンライン記録とも一致している。

また、A 社は、請求期間における請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿等はなく、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたかは不明と回答しており、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。